|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  （あて先）  宝塚市上下水道事業管理者  　 　（申請者）〒　　　－  住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL.　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　 氏名  　公共下水道の敷地又は排水施設の占用を継続したいので、宝塚市下水道条例第２０条  第２項及び同条例第１９条の規定により、次のとおり申請します。 | | | | | |
| 占用の場所 | 宝塚市 　　　　　　　　　 地先 | | | | |
| 占用の目的 |  | 占用の構造 |  | | |
| 占用面積等 |  | | | | |
| 今回許可期間 | 年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで | | | | |
| 前回許可期間 | 年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで | | | | |
| 前回許可番号 | 宝下 | | | 受付印 |  |
| 添付書類  (各２部提出) | □ 変更のない場合  □ 現況写真(別方向から２枚)  □ 変更のある場合  □ 平面図 □ 断面図 □ 構造図  □ 現況写真(別方向から２枚) | | |

　 　 　　 ※　太線枠内のみ記入のこと

公 共 下 水 道 占 用 継 続 許 可 申 請 書(Ａ)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 起案　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　決　　裁　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施行発送　　　　　　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の申請に対して、別紙（裏面）の条件を付して許可します。 | | | | | | | | | | | | | |
| 保存年限（　　年・　　年）　　　　文書　公開・一部非公開（　　　　　　　　　） | | | | | | | | | | | | | |
| 占用許可期間 | | | |  | | | | | | | | | |
| 占用許可年月日 | | | |  | | | | | | 許可番号 | | | |
| 占用面積等 | | | |  | | | | | | | | | |
| 占用料 | | 今年度額　　　　　　　　　　円 | | | | | | | | 年額　　　　　　　　　　　円 | | | |
| 雨水　有  計画　無 | | 雨水計画  　断面 | | | | | | 現況  　断面 | | | 施行  　断面 | | |
| 決  裁 |  | |  | |  | |  | | 備  考 |  | | | |
|  | |  | |  | |  | |
| 合  議 |  | | | | | |  | | | | | |  |
| 公印許可 | | 公印済番号  第　　　号 | | | | 起案  　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | | | | | | 【許可書　郵送・受理】  　　　　年　　月　　日 | |

条　　　　　　件

1. 申請内容又は許可条件に違反したときは、既にした許可を取消し、又は占用の停止、占用物

　件の撤去、原状回復その他の必要な措置を命じることがある。この場合の費用は、占用者の負

　担とする。

1. 占用物件又は工事方法が公共下水道の保安又は維持管理上支障があると認められるとき及び

　市において必要があるときは、直ちに占用者の費用で、上下水道事業管理者の指示に従い占用

　物件の改築、移転、撤去又は原状回復を行うこと。

1. 宝塚市下水道条例、宝塚市下水道条例施行規程及び宝塚市道路工事現場における標示設置基

　準要綱等に定められた事項を遵守すること。

1. 工作物の設置に際し、隣接の土地及び家屋の所有者と後日紛議なきよう協議すること。
2. 許可行為により市又は第三者に損害を与えたときは、許可を受けた者がその賠償の責を負う

　ものとし、原状回復又は賠償をしなければならない。

1. 占用権を他人に譲渡しようとするときは、公共下水道占用権譲渡許可申請書により上下水道

　事業管理者の許可を受けなければならない。

1. 住所又は氏名（法人にあっては、その名称）を変更したときは、直ちに公共下水道占用者

　（住所・氏名・名称）変更届により上下水道事業管理者に届け出なければならない。

1. 占用物件の目的、構造又は範囲を変更しようとするときは、公共下水道（制限行為・占用）

　変更許可申請書により上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。

1. 占用期間が満了したとき、又はその占用を廃止したときは、直ちに原状に復し公共下水道占

　用（期間満了・廃止）届により上下水道事業管理者に届け出なければならない。

10　占用期間が満了し、引き続き占用する場合は、直ちに公共下水道占用継続許可申請書により

　上下水道事業管理者の許可を受けなければならない。